

「相談支援の質の向上に向けた検討会」（第 6 回～第 9 回） における議論の取りまとめ（たたき台）

○年○月○日

1 相談支援の質の向上に向けた取り組みの経緯

（1）相談支援の質の向上に向けた検討会（平成 28 年 3 月～7 月）における取りまとめ

平成 27 年 12 月に社会保障審議会障害者部会によりとりまとめられた「障害者総合支援法施行 3 年後の見直し」において、相談支援の取組に関するさらなる体制整備と相談支援専門員の質の向上が必要であることが指摘されたことを受け、平成 28 年 3 月～7 月に「相談支援の質の向上に向けた検討会（第 1 回～第 5 回）」（以下「検討会」という。）が実施された。

検討会では、相談支援専門員の資質の向上の在り方に関する課題と相談支援体制の在り方に関する課題について協議が行われその結果が取りまとめられた。

特に、相談支援専門員の役割については、「障害児者の自立の促進と障害者総合支援法の理念である共生社会の実現に向けた支援を実施することが望まれている。そのためには、ソーシャルワークの担い手としてそのスキル・知識を高め、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うこと」が求められるとされ、更に「将来的には、相談支援専門員は障害者福祉に関する専門的知見や援助技術の習得のみならず、社会経済や雇用情勢など幅広い見識や判断能力を有する地域を基盤としたソーシャルワーカーとして活躍すること」が期待されるとさ

れた。

上記に示された役割を担うための人材育成の在り方については「相談支援専門員一人一人の資質の向上を図るべく、これまで実施されている『初任者研修』及び『現任研修』のカリキュラムの更なる充実」とより効果的な人材育成が図られるよう、例えば次期研修までの間に基幹相談支援センターにおいてインターン研修や個別指導を受けるなどの実地研修（OJT）を組み込む」ことが必要との方向性が示された。

（２）厚生労働科学研究によるカリキュラム検討及びモデル研修の開発

検討会で示された方向性を受け、平成 28・29 年度厚生労働科学研究において「相談支援従事者研修のプログラム開発と評価に関する研究」が実施された。

当該研究では、相談支援専門員が業務を遂行するために必要な専門的能力を明らかとした。特に、「相談支援専門員にはサービス等利用計画作成を中心としたアセスメント及びプラン作成能力に加えた、他職種との連携・調整する力、チームアプローチのためのネットワーク形成力、利用者の主体性を引き出す力が必要」であることが明確となった。さらに、それらの能力を修得するための相談支援従事者研修の進め方を分析し、モデル研修の開発を行った。

開発されたモデル研修は、初任者および現任研修ともに、演習による実践的な能力の修得が重要として、各研修の演習に係るプログラムが拡充されたものとなった。それにより、初任者研修はこれまでの 31.5 時間が 42.5 時間に、現任研修は 18 時間が 24 時間に拡大することが提案された。

(3) 相談支援専門員の要件に関する厚生労働省告示及び障害保健福祉部長通知への意見

厚生労働科学研究の結果に基づき、相談支援専門員の要件に関する厚生労働省告示における研修の内容及び時間数についての改正案並びに障害保健福祉部長通において示す標準カリキュラム案を作成し、平成30年3月に開催された社会保障審議会障害者部会において、その内容について報告を行った。それに対し、障害当事者団体より研修項目及び障害当事者の負担軽減等について意見が示されたことから、改めて平成30年10月に開催された社会保障審議会障害者部会において当該意見の取り扱いについて議論が行われた。これを受け、各都道府県における研修の円滑な実施に当たり、これまでの検討結果を踏まえ、必要な研修項目及び時間数の調整、研修受講における障害当事者への配慮事項等について検討を行うため、「相談支援の質の向上に向けた検討会」を再び開催することとした。

2 相談支援従事者研修制度改定にける課題

相談支援従事者研修制度の改定における課題として、研修の具体的内容を示す標準カリキュラム案の内容、研修実施における各都道府県での格差是正、障害当事者の研修への「アクセス」、カリキュラム検討及びモデル研修開発プロセスの各観点から検討会の各構成員より以下のような意見が示された。

(1) 相談支援従事者研修標準カリキュラム案の内容について

相談支援従事者初任者研修及び現任研修の実施要綱（障害保健福祉部長通知）に示す相談支援従事者研修標準カリキュラム（案）（以下「標準カリキュラム（案）」という。）の内容について述べられた意見を各講義及び演習の項目ごとに整理を行った。

1) 相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム (案)

① 障害児者の地域支援と相談支援従事者の役割に関する講義

ア 相談支援の目的

- 人間の尊厳の理解について強調すべき
- 障害当事者による自己選択、自己決定の重要性について強調すべき
- 相談支援の基本的考えは障害者の権利に関する条約の趣旨を踏まえることについて明確化すべき
- 障害者の権利に関する条約を踏まえ、医学モデルから社会モデルへのパラダイムシフトやインクルーシブ社会の構築などについて強調すべき
- 障害者総合支援法の基本理念に関して社会的障壁の除去に資することについて強調すべき
- 障害者総合支援法と介護保険法の違いについて強調すべき
- 障害者基本計画を踏まえたカリキュラム内容であるべき
- 支援の目的としてエンパワメントの重要性を強調すべき
- 障害者が置かれている立場について各障害特性を踏まえて理解を深めるべき

イ 相談支援の基本的視点 (障害児者支援の基本的視点)

- 基本相談 (本人中心支援、エンパワメント支援、意思決定支援、セルフプラン支援) について強調すべき
- 当事者のリカバリーの視点の重要性について強調すべき
- 障害のある人もない人も平等に生きられる社会を目指すために社会モデルや社会的障壁の除去等の重要性について強調すべき
- 支援の基本的な視点として障害の社会モデルについて強調すべき
- 意思決定支援については意思形成と意思表示の要素が含まれることを明確にすべき

- 本人が持つ言語的手段やその背景についての理解の視点を加えるべき
- 障害者への支援は当事者を取り巻く関係性により大きな影響を受けることについて強調すべき
- 家族支援の重要性についての視点を加えるべき
- 発達過程にある児童期の支援の重要性について盛り込むべき

ウ 相談支援に必要な知識・技術

- ソーシャルワークにおけるエンパワメントの重要性について強調すべき
- 基礎的面接技法及びコミュニケーション技法の獲得について追記すべき
- コミュニティワークや地域マネジメントの知識、連携技術の修得について明確化すべき
- 有効性のあるソーシャルアクションを展開するためにピアスーパービジョンについて位置づけるべき
- 障害による意思疎通の質的違い（知的障害児者や自閉スペクトラム症等）の基本を理解することについて追記すべき
- 障害特性を認識、背景を考察する上での対人援助スキルを学ぶことについて追記すべき

② 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義

ア 相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス

- 本人中心のサービス等利用計画作成の基本的知識と技術（セルフマネジメントへの支援を含む）の獲得を目指すべき
- モニタリングの重要性について強調すべき
- 各障害特性理解のための知識についての獲得を含めるべき
- ケアマネジメントについてストレングスモデルについて強調すべき

- 意思疎通に困難を有する障害児者（知的障害児者や自閉スペクトラム症等）の場合のアセスメントとニーズ把握の基本的な注意点の把握と技術の修得が必要

イ 相談支援における地域への視点

- 家族支援の視点について追加すべき
 - （障害者基本計画に基づく）相談支援体制の構築の内容を反映させるべき（身近な地域で相談支援を受けられる、障害当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施、基幹相談支援センターの設置促進、協議会の設置促進及び活性化、関係機関間のネットワークの形成及びその活用の促進、家族支援、ピアサポーターの育成、ピアカウンセリング、ピアサポート等の活動の有効性）
 - 重層的相談支援体制に障害当事者の相談支援専門員の所属するエンパワメント相談支援事業所についての必要性を理解し、当事者視点について学ぶこと、体制づくりを意識することについて明確化すべき
 - 事業所所在地域以外の社会資源についても把握することを促すべき
 - 市町村が実施すべき制度が行われていない場合、市町村への働き掛けの実施方法などを含むべき
 - 障害当事者等により組織される団体等との連携を図ることの必要性についての理解を含めるべき
 - 教育機関との連携の重要性と具体的な連携対象等について明確化し、盛り込むべき
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義**
- ア 障害者総合支援法及び児童福祉法の理念・現状とサービス提供のプロセス及びその他関連する法律等に関する理解**

- 介護保険制度対象の障害者が利用できるサービスの理解について盛り込むべき
- 必要な社会資源の創造（エンパワメントを意識した社会資源の利用と開発）、社会資源及びサービスの理解（介護保険との共通点と相違点）について強調すべき
- 障害のある高齢者に係る施策については、障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）の理念も踏まえつつ、高齢者施策との整合性に留意して実施していく必要がある

イ 障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援の基本

- 障害者権利条約批准後の第4次障害者基本計画を踏まえたカリキュラムであること

④ ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習

ア 相談支援の実際

- 基本相談支援の重要性について強調すべき
- ニーズ把握における意思決定支援の在り方、ニーズの引き出しが重要であることを明確化すべき
- 障害による意思疎通の質的違い（知的障害児者や自閉スペクトラム症等）に留意した技術の獲得について盛り込むべき
- スtrenghモデルの視点について強調すべき
- 相談支援の終結とセルフプランへの移行の重要性について明確化すべき

イ 実践研究

- エンパワメントの視点を盛り込むことについて明確化すべき

ウ 相談支援の基礎技術に関する実習

- 意思疎通に困難を有する障害児者への支援体験を実習に含むべき

2) 相談支援従事者現任研修標準カリキュラム案について

① 障害福祉の動向に関する講義

- 介護保険制度対象の障害者が利用できるサービスの理解について盛り込むべき

② 相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義

- 障害の理解に当たっては社会モデルを基本とし、医学モデル支援の位置づけを実践の振り返りから確認することについて追記すべき

③ 相談支援に関する講義及び演習

- 関係性の理解、自他尊重などについての自己覚知について追記すべき
- 障害当事者である相談支援専門員（エンパワメント相談支援）との連携体制の必要性、連携意義について具体的に検討することについて追記すべき

(2) 研修実施における各都道府県での格差是正について

都道府県ごとに研修の実施内容及び質について格差が生じている状況に対して以下のような意見が述べられた。

- 研修を実施する各都道府県によって研修内容や質に格差が生じているため、共通テキスト等を開発し、研修実施の内容にずれが生じないようにするべき
- 研修の講師に障害当事者が適切に加わるべき

(3) 障害当事者の研修への「アクセス」について

相談支援従事者研修標準カリキュラムの改定に伴う障害当事者の研修受講に際して生じる課題について以下のような意見が述べられた。

- 障害者と健常者の研修へのアクセスを平等にし、研修の運用の在り方

自体が間接差別にならないようにするべき

- 研修内容の充実に伴う総時間数増により生じる、障害当事者の体力的・時間的な受講の困難さに配慮するべき
- 講義、演習、実習の時間や内容のバランスについて配慮すべき
- 障害の有無にかかわらず、研修の受講しやすさについて配慮すべき
 - ・ 録画（DVD）やeラーニングを活用し自宅や事業所での講義の受講と受講後のレポート提出による対応
- 障害当事者が相談支援専門員となることの重要性を前提とし、障害当事者が参加できる時間数でカリキュラムが組まれるべき
- 研修実施に当たっては、聴覚障害者や視覚障害者への事前資料の配付等に配慮すべき

（４）カリキュラム検討及びモデル研修開発プロセスについて

相談支援従事者研修標準カリキュラムの検討やモデル研修の開発における障害当事者の参画について以下のような意見が述べられた。

- カリキュラム改定の議論自体に当事者が参加すべき

3 相談支援従事者研修制度改定において配慮すべき事項

（課題に対する対応）

（１）標準カリキュラム案の内容と地域間格差の是正について

標準カリキュラム案の内容については各構成員の意見を反映し、別紙のように標準カリキュラム（座長）案として取りまとめた。また、各都道府県における研修の内容及び質の地域間格差の是正等については以下のように対応を行うこととする。

- 地域間格差の発生を可能な限り是正するために、必要な講義については共通テキストを作成し、使用を促すとともに、各都道府県で実施す

る研修内容の実施状況について確認する

- 障害当事者が講師を担当することが、より効果的な講義については、研修実施のためのガイドライン等により積極的な登用を促す

(2) 障害当事者の研修参加に係る配慮について

障害当事者の研修参加に係る配慮については、相談支援従事者研修実施要綱において以下の項目を示すことにより、各都道府県の研修実施主体に合理的配慮等の実施の検討を促す。

- 重度の障害を持つ受講者等短期間での連続的な研修受講が困難な場合には、以下のような合理的配慮の実施について各都道府県における検討を行う。
 - ・ 初任者研修カリキュラムにおける講義部分については、録画教材（DVD等）の視聴等を行い、レポートを作成し研修事務局等に提出する
 - ・ 最長 24 ヶ月を上限として、年度を越えた長期履修によることも差し支えないものとする
 - ・ 初任者研修における演習の一部については共通で実施するが、各受講者の事例の持ち寄り以降の演習については、基幹相談支援センターや当該受講者の所属事業所等において、都道府県により研修の指導者と認められた者の指導の下、一連の演習等の内容に相当するスーパーバイズ等を受けることにより、全カリキュラムを修了したものとみなす。
- 聴覚障害のある受講者に対しては、手話通訳やパソコン通訳等必要な情報保障を行うこと
- 視覚障害のある受講者に対しては、資料の点字版の準備、事前のテキストデータの提供等必要な情報保障を行うこと

- 障害のある受講者も利用しやすい環境が確保されるよう研修会場及び宿泊施設等の配慮を行うよう努めること

(3) 標準カリキュラム等の改善のための検証及び統一的研修資料の開発について

今後、障害当事者等の意見を踏まえた標準カリキュラムの内容等の適切な普及を図る観点から以下のように対応を行う。

- 厚生労働省が実施する相談支援従事者指導者養成研修の開催に当たり、相談支援従事者指導者養成研修検討委員に障害当事者委員を増員し研修内容等の検討を行うこととする
- 相談支援従事者指導者養成研修検討会等において、標準カリキュラムの内容、共通テキスト及び研修資料の在り方について、都道府県における研修の実施状況等を踏まえ、必要に応じ継続的に検証する機会を設けること

4 結びに

これまで4回に渡り、相談支援の質の向上の検討会を開催し、障害当事者の参画を得て検討を重ね、多くの指摘、意見、要望等をいただき、標準カリキュラム案の修正等を図ってきた。

これらの内容について、相談支援専門員の要件に関する厚生労働省告示、相談支援従事者研修の実施に係る障害保健福祉部長通知に反映した上で、社会保障審議会障害者部会への報告を行う。その後、2020年度から新たな制度の下において相談支援専門員が養成されることを目指し、2019年度の早期の告示改正及び通知の発出に向けて所用の手続き等を行うこととする。

また、今後も、障害当事者、有識者、相談支援専門員等の意見を踏まえ、

検討会及び厚生労働科学研究等で、研修制度の質の向上、運用の適正化についての検証及び検討を必要に応じて継続的に実施していくことが必要である。

(別紙)

相談支援従事者研修事業実施要綱（案）

※検討会にて協議中

(参考1)

「相談支援の質の向上に向けた検討会」開催要綱

1 趣旨

計画相談支援については、平成27年12月に取りまとめられた社会保障審議会障害者部会報告書を受け、平成28年3月から7月に「相談支援の質の向上に向けた検討会」を開催し、取りまとめ（平成28年7月19日）を行った。

取りまとめにおいて示された相談支援専門員の資質の向上については、現行の研修を充実させ、効果的な実地研修（OJT）を組み込むべきとの方向性が示され、さらに厚生労働科学研究「相談支援従事者研修のプログラム開発と評価に関する研究」（平成28年度から平成29年度まで）により初任者研修及び現任研修に必要な要素を整理し、研修のモデルプログラムの開発をしたところである。

その後、平成30年10月の社会保障審議会障害者部会において、研修項目や障害当事者の負担軽減等についての議論が行われた。これを受け、各都道府県における研修の円滑な実施に当たり、これまでの検討結果を踏まえ、必要な研修項目及び時間数の調整、研修受講における障害当事者への配慮事項等について検討を行うため、開催要綱を一部改正のうえ、「相談支援の質の向上に向けた検討会」を開催する。

2 主な検討事項

(1) 研修項目に関する事項

- 相談支援専門員が必要とする価値・知識・技術を獲得できる研修項目及び時間数について

(2) 研修受講における配慮に関する事項

- 障害当事者が研修を受講する場合の適切な配慮について

3 構成等

- (1) 検討会の構成員は別添のとおりとする。
- (2) 検討会に座長及び副座長を置き、構成員互選によりこれを定める。

4 スケジュール

平成31年2月14日に第6回を開催し、平成30年度中を目途に3回程度開催する。

5 その他

会議は原則公開とし、資料及び議事概要は公表する。

庶務は厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課において行う。

(別添)

「相談支援の質の向上に向けた検討会」構成員名簿
(平成31年2月14日現在)

◎は座長 ○は副座長

阿部 一彦 (社会福祉法人日本身体障害者団体連合会会長)

今井 忠 (一般社団法人日本発達障害ネットワーク (JDDnet) 理事)

今村 登 (特定非営利活動法人自立生活センターSTEP えどがわ理事長)

内布 智之 (一般社団法人日本メンタルヘルスパイアサポート専門員研修機構代表理事)

大濱 眞 (公益社団法人全国脊髄損傷者連合会代表理事)

小澤 温 (筑波大学人間系教授)

小幡 恭弘 (公益社団法人全国精神保健福祉会連合会事務局長)

○門屋 充郎 (特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会顧問)

◎熊谷 晋一郎 (東京大学先端科学技術研究センター准教授)

鈴木 孝幸 (社会福祉法人日本盲人会連合理事)

田中 正博 (全国手をつなぐ育成会連合会統括)

玉木 幸則 (特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会顧問)

富岡 貴生 (公益財団法人日本知的障害者福祉協会相談支援部会副部会長)

中西 正司 (特定非営利活動法人当事者エンパワメントネットワーク理事長)

松本 正志 (一般財団法人全日本ろうあ連盟福祉・労働委員会委員)

三浦 貴子 (社会福祉法人全国社会福祉協議会全国身体障害者施設協議会制度・予算対策委員長)

(五十音順、敬称略)

(以上16名)

(参考2)

検討経緯

平成31年2月14日 第6回

- 相談支援従事者初任者及び現任研修制度改定の経緯と内容について
- 意見交換

平成31年2月28日 第7回

- 第6回検討会の議論の整理
- 相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム案についての意見交換
- その他

平成31年3月21日 第8回

- 第7回検討会の議論の整理
- 相談支援従事者研修実施要綱案及び標準カリキュラム案（座長案）
についての意見交換
- その他

平成31年3月28日 第9回

- 議論のとりまとめ